

防大教第105号  
平成15年1月31日

各 部 長  
学術情報センター長 殿  
各 学 群 長

防衛大学校長

試験の不正行為について(通達)

改正 平成19年1月9日防大総第7号

標記について、下記により平成15年2月20日から実施する。

記

- 1 本科学生の試験において、不正行為を行った者は、当該学期の教育課程の全ての科目及び通年科目の単位を無効とする。  
ただし、追試験又は再試験にあつては、それぞれの期間内に受ける全ての科目に限定し、無効とする。
- 2 試験とは、防衛大学校本科学習規定(防衛大学校達第3号平成元年4月4日)第11条に定める定期試験、追試験及び再試験とし、教務部長が、試験実施期間及び試験監督官を指定して行う試験とする。